

📖 中国人民銀行による「域外機構人民元銀行決済  
口座管理弁法」公布について

2010年9月17日  
第12号

企画部 調査課

2010年9月2日付けで、中国人民銀行による「域外機構人民元銀行決済口座管理弁法」公布についての通知（銀発[2010]249号、以下は「弁法」と略称）が公布され、2010年10月1日より実施される。「弁法」は、クロスボーダー人民元決済試行拡大に係わる新たな政策措置として、域外機構の中国域内での人民元銀行決済口座開設に係わる初めて全国に適用される法規となる。<sup>1</sup>

### 「弁法」公布の背景

2009年7月、クロスボーダー貿易人民元決済試行が上海、広州、深圳、珠海、東莞5都市で始まった。その後、クロスボーダー人民元決済試行の推進を図るため、中国政府の関連主管部門より試行拡大の関連政策が相次ぎ打ち出された。今年6月17日には、中国人民銀行等6部門により『クロスボーダー人民元決済試行拡大関連問題についての通知』<sup>2</sup>（銀発[2010]第186号）が公布されており、国内パイロット地域が従来の5都市から、20省（都市、自治区）まで拡大、対象域外地域がすべての国と地域にまで拡大、試行対象業務が貨物貿易からサービス貿易、その他の経常項目まで拡大等大きな緩和措置が取られた。なお、資本項目の解禁の関連内容は盛り込まれておらず、域外に流出した人民元の運用先が依然としてクロスボーダー人民元決済試行拡大のボトルネックとなっている。

<sup>1</sup>域外機構域内外貨口座開設については、2009年7月に国家外貨管理局による関連通知（「域外機構の域内外貨口座管理の関係問題に関する通知」匯綜発[2009]29号）が公布された。

<sup>2</sup> 銀発[2010]第186号の詳細については、弊行2010年6月23日付けの実務・制度ニュース・レター第4号中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、税務総局、銀監会による「クロスボーダー貿易人民元決済試行の拡大に関する問題の通知」の公布について」をご参照。

一方、域外機構の中国国内における人民元決済口座開設に係わる地方レベルの通知として、2009年末、広東省、深圳及び上海市の中国人民銀行支店はそれぞれ域外機構による域内での人民元銀行決済口座の開設を認める関連規定を公布した。<sup>3</sup>当該3地域において域外機構の人民元決済口座の開設・利用が認められるようになったが、3地域の関連規定では、口座開設条件、口座の資金運用、外貨両替規制等についての関連規制が若干異なっている。今年6月の試行拡大に対応して、中国人民銀行は、上記3地域の関連通知の内容を踏まえ、域外機構の域内人民元決済口座開設に係わる全国範囲で統一的に適用される法規として、「弁法」を公布した。

### 「弁法」の主要内容

「弁法」では、域外機構の域内人民元決済口座の適用範囲、開設条件、監督管理、口座開設申請、口座の使用と閉鎖等について規定しており、主要なポイントは下表をご参照ください。

| 主要項目   |      | 主要内容  |
|--------|------|---|
| 適用範囲   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 域外機構（香港、マカオと台湾を含む）が域内銀行業金融機構（中資系銀行と外資銀行）で開設した人民元銀行決済口座は、本弁法を適用する。</li> </ul> <p><b>なお、以下の口座開設の場合は、適用の対象外：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 域外中央銀行（通貨当局）は域内銀行業金融機構が開設する決済口座。</li> <li>✓ 域外商業銀行が人民元のクリアリング又は決済のサービスを提供するために、域内銀行業金融機構が開設するノストロ口座。</li> <li>✓ 適格域外機関投資家（QFII）が域内で証券投資に従事するため開設する人民元特別口座；</li> <li>✓ 域外機構が域内銀行間市場への投資するため開設する人民元特別口座；</li> </ul> |
| 監督管理部門 |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中国人民銀行（銀行決済口座の開設、使用、変更及び閉鎖に対する監督管理を行う。）</li> </ul>   |
| 口座開設   | 申請資料 | 銀行宛提出資料： <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 口座開設申請書</li> <li>✓ 当該機構が域外で法律に基づき設立された証明書類</li> </ul>   |

<sup>3</sup> 2009年12月14日付けで、中国人民銀行上海支店による「上海市域外機構の域内人民元銀行決済口座管理暫定弁法」（上海銀発〔2009〕219号）が公布された。主要内容は弊行BTMU(China)実務制度ニュース・レター第5号をご参照。

中国人民銀行広州支店より2009年11月23日付で「域外機構広東省内人民元銀行決済口座管理操作指引」、2010年1月13日付「『域外機構の広東省内人民元銀行決済口座管理のオペレーションガイドライン（試行）』を更に完全化させることに関する通達」、中国人民銀行深圳支店より2009年12月3日付「域外機構深圳人民元銀行決済口座管理操作指引」との関連通知が公布された。

|      |          |  |
|------|----------|--|
|      |          | ✓ 域内で関連活動を行うことに関する法規制度又は政府主管部門の許可書類等。  |
|      | 申請手順     | ✓ 企業 → 銀行 → 中国人民銀行の現地分支機構  |
|      | 認可機構     | ✓ 中国人民銀行の現地分支機構  |
|      | 認可まで所要時間 | ✓ 2営業日   |
|      | 口座使用     | ✓ 法律に基づく各種クロスボーダー人民元決済業務<br><b>留意点：</b><br>✓ 銀行決済口座は現金業務に使用してはならず、確かに使用の必要がある場合、中国人民銀行の許可を取得する必要がある。<br>✓ 別途明確な規定がある場合を除き、口座内の資金を外貨転することができない。   |
| 口座変更 | 法規根拠     | ✓ 《人民元銀行決済口座管理弁法》、《人民元銀行決済口座管理弁法実施細則》の関連規定により執行する。   |
|      | 口座閉鎖     | 以下のいずれかの場合、域外機構は口座閉鎖手続を遅滞なく行うこと。<br>(一) 域外機構が口座設立時に依拠した法規制度又は政府主管部門の許可書類に有効期限があり、且つその有効期限が満了するとき。<br>(二) 政府主管部門が域外機構の域内での関連活動への従事を禁止するとき。<br>(三) 域外機構所在国・地区の法律規定に基づき、域外機構の主体資格がなくなるとき。<br>(四) その他銀行決済口座を閉鎖すべき場合。 |

(三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 企画部調査課作成)

上記表に示したように、「弁法」では従来より関心の高い口座の資金源、口座の収支範囲、外貨との両替規制等を明確にしていなかったことを勘案すると、今後補充通知が公布される可能性があると思われる、引き続き当局の政策動向をフォローしたい。

以上

以下は「弁法」の中国語原文と日本語仮訳である。

| 中国語原文  | 日本語仮訳  |
|--|--|
| <p><b>关于印发《境外机构人民币银行结算账户管理办法》的通知</b></p> <p style="text-align: center;"><b>银发[2010]249号</b></p> <p>中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行，副省级城市中心支行；国家开发银行，各政策性银行，各国有商业银行，股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：</p> <p>现将《境外机构人民币银行结算账户管理办法》（以下简称《办法》）印发给你们，并就有关事项通知如下：</p> <p>一、境外中央银行（货币当局）因货币互换操作等需要在境内商业银行开立人民币银行结算账户的，根据人民银行的其他相关规定办理。</p> <p>二、境外银行因提供清算或结算服务需要，在境内商业银行开立的人民币同业往来账户，按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法实施细则》（银发[2009]212号文印发）的有关规定办理。</p> <p>合格境外机构投资者在境内从事证券投资开立的人民币特殊账户按照《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令[2003]第5号发布）第二十条和《人民币银行结算账户管理办法实施细则》（银发[2005]16号文印发）第五条的规定办理。</p> <p>境外中央银行或货币当局、香港、澳门地区人民币业务清算行和跨境贸易人民币结算境外参加银行等机构，因投资银行间债券市场的人民币资金需要开立账户的，应根据中国人民银行关于境外机构投资银行间债券市场试点有关规定办理。</p> | <p><b>中国人民銀行による「域外機構人民元銀行決済口座管理弁法」の公布についての通知</b></p> <p style="text-align: center;"><b>銀発[2010]249号</b></p> <p>中国人民銀行上海本部、各支店、営業管理部、各省都（首府）都市の中心支部、副省級都市の中心支部、国家開発銀行、各政策性銀行、各国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行：</p> <p>ここに「域外機構人民元銀行決済口座管理弁法」（以下は「弁法」と略す）を公布し、関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、域外の中央銀行（通貨当局）は通貨スワップなどの需要のために、域内商業銀行にて人民元銀行決済口座の開設を申請する場合、人民銀行のその他の関連規定に基づき取扱う。</p> <p>二、域外銀行はクリアリング或いは決済サービス提供の需要に基づき、域内商業銀行にてノストロ口座の開設を申請する場合、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則」（銀発[2009]212号）に基づき取扱う。</p> <p>適格域外機関投資家は、域内にて証券投資を行うために、人民元特別口座の開設を申請する場合、「人民元銀行決済口座管理弁法」（中国人民銀行令[2003]第5号）第二十条および「人民元銀行決済口座管理弁法実施細則」（銀発[2005]16号）第五条に基づき取扱う。</p> <p>域外中央銀行あるいは通貨当局、香港、マカオ地区人民元業務のクリアリング銀行、クロスボーダー人民元決済域外参加銀行などの機構は、銀行間債券市場に投資するために、口座の開設を申請する場合、中国人民銀行は域外機構によるインターバンク債券市場への投資に対する試行管理の関連規定に基づき取扱う。</p> |

二、自本通知发布之日起，除上述4类人民币银行结算账户外，境外机构在境内开立人民币银行结算账户应按《办法》规定执行。

境外机构在本通知印发前依据中国人民银行相关规定，已在境内开立人民币银行结算账户的，毋须做变更或销户处理。

三、各境内银行应依据《办法》制定境外机构开立人民币银行结算账户的实施细则或操作指引，并向中国人民银行报告。

四、请中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部、省会（首府）城市中心支行将本通知转发至辖区内银行业金融机构，确保《办法》有效实施。

请将执行中遇到的问题及时报告中国人民银行总行。

联系人：杨青，联系电话：010-66194067

附件：《境外机构人民币银行结算账户管理办法》

二〇一〇年八月三十一日

#### 《境外机构人民币银行结算账户理办法》

第一条 规范境外机构人民币银行结算账户的开立和使用，加强银行结算账户管理，维护经济金融秩序稳定，根据《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令[2003]第5号发布）等规定，制定本办法。

二、本通知の公布日より、上記四種類の人民元銀行決済口座以外に、域外機構が域内にて人民元銀行決済口座の開設を申請する場合、「弁法」に基づき取扱う。

域外機構は本通知の配布前に、中国人民銀行の関連規定に基づき、既に域内にて人民元銀行決済口座を開設した場合、変更あるいは閉鎖を行う必要はない。

三、各域内銀行は、「弁法」に基づき域外機構人民元銀行決済口座開設の実施細則或いは操作ガイドラインを制定し、且つ中国人民銀行に報告しなければならない。

四、中国人民銀行上海本部、各支店、営業管理部、省都（首府）都市中心支部、副省級都市の中心支部は、本通知を所轄域内の銀行業金融機構に配布し、「弁法」の有効な施行を確保しなければならない。

執行中に、発生した問題については、適宜に中国人民銀行本部に報告しなければならない。

連絡者：楊青 tel:010-66194067

添付ファイル：域外機構人民元決済口座管理弁法

二〇一〇年八月三十一日

#### 域外機構人民元銀行決済口座管理弁法

第一条 域外機構の域内人民元銀行決済口座の開設と使用を規範化し、銀行決済口座管理を強化し、経済金融秩序安定を維持するため、《人民元銀行決済口座管理弁法》（中国人民銀行令[2003]第5号）など規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 外机构在中国境内银行业金融机构开立的人民币银行结算账户（以下简称银行结算账户）适用本办法。境外中央银行（货币当局）在境内银行业金融机构开立的人民币银行结算账户、境外商业银行因提供清算或结算服务在境内银行业金融机构开立的同业往来账户、合格境外机构投资者依法在境内从事证券投资开立的人民币特殊账户以及境外机构投资者投资境内银行间债券市场的人民币资金开立的人民币特殊账户除外。

第三条 法所称境外机构，是指在境外（含香港、澳门和台湾地区）合法注册成立的机构；境内银行业金融机构（以下简称银行）是指依法具有办理国内外结算等业务经营资格的境内中资和外资银行。

第四条 境外机构依法办理人民币资金收付，可以申请在银行开立银行结算账户，用于依法开展的各项跨境人民币业务。

第五条 中国人民银行是银行结算账户的监督管理部门，负责对银行结算账户的开立、使用、变更和撤销进行监督管理。

第六条 行应对境外机构的本、外币账户以及境外机构与境内机构的银行结算账户进行有效区分、单独管理。银行在编制境外机构人民币银行结算账户账号时，应统一加前缀“NRA”。

第七条 行应严格执行反洗钱规定，并加强对境外机构银行结算账户资金流动的监测。

第八条 外机构向银行申请开立银行结算账户时，应填写开户申请书，并提供其在境外合法注

第二条 域外機構が域内銀行業金融機構で開設した人民元銀行決済口座は、本弁法を適用する。但し、域外中央銀行（通貨当局）が域内銀行業金融機構で開設する決済口座、域外商業銀行が人民元のクリアリング又は決済のサービスを提供するために、域内銀行業金融機構で開設するノストロ口座、適格域外機関投資家が域内で証券投資に従事するため開設する人民元特別口座、域外機構が域内銀行間市場への投資するために開設する人民元特別口座は除外する。

第三条 本弁法でいう域外機構は、域外（香港、マカオと台湾を含む）で関連法律に基づき設立された機構を指す。域内銀行業金融機構（以下は「銀行」と略称）とは、関連法律に基づき、域内外決済などの業務経営資格を有する域内の中資、外資銀行を指す。

第四条 域外機構は法律に基づき人民元収支を取扱うに当たり、銀行で銀行決済口座開設を申請することができ、法律に基づき各種クロスボーダー人民元決済業務に用いる。

第五条 中国人民銀行は銀行決済口座の監督管理部門であり、銀行決済口座の開設、使用、変更及び閉鎖に対する監督管理を行う。

第六条 銀行は域外機構の人民元口座、外貨口座及び域外機構と域内機構間の銀行決済口座を有効に区分し、単独で管理しなければならない。銀行が域外機構人民元銀行決済口座の番号を編集するとき、統一的にその前に「NRA」を追加しなければならない。

第七条 銀行は厳格にアンチ・マネーロンダリング規定を執行し、且つ域外機構銀行決済口座の資金流動のモニタリングを強化しなければならない。

第八条 域外機構は銀行に銀行決済口座の開設を申請する際、口座開設申請書を記入しなけれ

册成立的证明文件，及其在境内开展相关活动所依据的法规制度或政府主管部门的批准文件等开户资料。证明文件等开户资料为非中文的，还应同时提供对应的中文翻译。

银行应对境外机构身份及其开户资料的真实性和合法性进行审查。

第九条 境外机构符合开立银行结算账户条件的，可选择境内任意一家银行开立银行结算账户。该银行应将相应开户资料和开户申请书报送中国人民银行当地分支机构，并出具对境外机构身份审查合格的证明材料，经中国人民银行当地分支机构核准后为其办理基本存款账户开户手续。

第十条 中国人民银行分支机构应于2个工作日内对银行报送的境外机构身份审查合格的证明材料予以审核，对符合开户条件的颁发基本存款账户开户许可证。

第十一条 境外机构开立的银行结算账户的账户名称应使用境外机构的中文或英文名称全称，并与其在境外合法注册成立的证明文件（或对应的中文翻译）记载的名称全称一致，一个国家或地区境外机构的中文（或英文）名称全称应唯一。

第十二条 境外机构申请开立银行结算账户时，根据国家外汇管理部门有关规定已申领特殊机构代码的，应将特殊机构代码录入人民币银行结算账户管理系统。境外机构在开户后申领特殊机构代码的，银行应及时向中国人民银行当地分支机构申请为其办理账户信息变更手续。

ばならず、しかも当該機構が域外で法律に基づき設立された証明書類及び域内で関連活動を行う法律依拠又は政府主管部门の許可書類などの口座開設資料を提出しなければならない。証明書類など口座開設資料が中国語表示でない場合、同時に相応する中国語訳を提出しなければならない。

銀行は口座開設申請書の記入事項と域外機構の資格及び口座開設資料の信憑性、合法性に対して審査しなければならない。

第九条、決済口座の開設条件を備えた域外機構は、域内任意の一つの銀行を選択し、銀行決済口座を開設することができる。域内銀行は関連の口座開設資料と口座開設申請書を当地の人民銀行分支機構に提出し、且つ域外機構の資格審査合格証明資料を出しなければならない。中国銀行当地支店による審査承認後、域外銀行は域外機構のために基本預金口座の開設手続きをする。

第十条、中国銀行の分支機構は、2営業日以内に域内銀行が提出した域外機構の資格審査合格証明資料を審査し、口座開設条件を備えた機構に対し基本預金口座開設許可証を発行する。

第十一条、域外機構が開設した銀行決済口座の口座名称は、域外機構の中国語或いは英語の全称を使用し、且つ域外で合法的に設立されたことの証明書類（或は相応する中国語訳）に記載された名称と一致しなければならない。同一の国或いは地区における域外機構の中国語（或いは英語）の名称は統一しなければならない。

第十二条、域外機構は銀行決済口座を申請する際、国家外貨管理部門の関連規定に基づき既に特別機構コードを受領した場合、特別機構コードを人民元銀行決済口座管理システムに入力しなければならない。域外機構は口座開設した後、特別機構コードを申請する場合、銀行は中国銀行の現地分支機構に申請して、域外機

第十三条 境外机构开立银行结算账户，应在银行预留签章。预留签章为境外机构公章或财务专用章及账户有权签字人的签章，没有公章或财务专用章的，可为账户有权签字人的签章。

第十四条 境外机构银行结算账户不得用于办理现金业务，确有需要的，需经中国人民银行批准。境外机构银行结算账户内的资金不得转换为外币使用，另有明确规定的除外。

第十五条 银行应按有关规定将境外机构银行结算账户的开立、变更、撤销以及资金结算收付信息报送人民币跨境收付信息管理系统。

第十六条 境外机构银行结算账户的变更，参照《人民币银行结算账户管理办法》及《人民币银行结算账户管理办法实施细则》（银发[2005]16号文印发）的有关规定执行。

第十七条 有下列情形之一的，境外机构应及时办理销户手续：

（一）境外机构开户时所依据的法规制度或政府主管部门的批准文件设定有效期限，且有效期限届满的；

（二）政府主管部门禁止境外机构继续在境内从事相关活动的；

（三）按境外机构本国或本地区法律规定，境外机构主体资格已消亡的；

（四）其他应撤销银行结算账户的情形。

境外机构未及时办理销户手续的，银行应通知境外机构自发出通知之日起30日之内办理销

户。机构のために遅滞なく口座情報変更手続きをしなければならない。

第十三条、域外機構は銀行決済口座を開設する場合、印・サインを銀行に届出しなければならない。その届出印・サインは域外機構の公印或は財務専用印及びサイン権利者の印・サインとし、公印或は財務専用印がない場合、サイン権利者の印・サインでも認められる。

第十四条、域外機構の銀行決済口座は現金業務を取り扱ってならず、使用の必要がある場合、中国人民銀行による許可を取得しなければならない。

域外機構銀行決済口座内の資金は、明確な規定のある場合を除き、外貨に転じて利用してはいけない。

第十五条、銀行は関連規定に基づき域外機構銀行決済口座の開設、変更、閉鎖及び資金決済収支情報を人民元クロスボーダー収支情報管理システムに報告しなければならない。

第十六条、域外機構銀行決済口座の変更は、「人民元銀行決済口座管理弁法」及び「人民元銀行決済口座管理弁法实施细则」（銀発[2005]16号）の関連規定に基づき執行する

第十七条 域外機構は下記状況のいずれかにある場合は、遅滞なく口座閉鎖手続きをしなければならない：

（一）域外機構が口座設立時に依拠した法規制度又は政府主管部门の許可書類に有効期限があり、且つその有効期限が満了するとき。

（二）政府主管部门が域外機構が域内で関連活動へ従事することを禁止するとき。

（三）域外機構所在国・地区の法律規定に基づき、域外機構の主体資格がなくなるとき。

（四）その他銀行決済口座を閉鎖すべき場合。

域外機構は口座閉鎖手続きを直ちに行わな

|  |   |
|--|---|
| <p>户手续，逾期视同自愿销户，未划转款项列入久悬未取专户管理。</p> <p>第十八条 银行应指定人员负责境外机构银行结算账户开立、使用、变更和撤销的审查和管理，负责对存款人开户申请资料的审查，并按照本办法的规定及时报送存款人销户信息资料，建立健全销户登记制度及境外机构银行结算账户管理档案，按会计档案进行单独管理。</p> <p>第十九条 银行应对已开立的境外机构银行结算账户实行年检制度。</p> <p>第二十条 本办法未尽事宜，按照《人民币银行结算账户管理办法》和《人民币银行结算账户管理办法实施细则》等有关规定执行。</p> <p>第二十一条 本办法自2010年10月1日起实施，由中国人民银行负责解释、修改。</p> | <p>い場合、銀行は域外機構に対して、通知発行日より 30 営業日以内に閉鎖手続きを行う旨の通知をしなければならず、期限を過ぎた場合、主体的に閉鎖したと見なされ、振り替えられていない資金を長期間未使用専門口座に振り替えて管理を行わなければならない。</p> <p>第十八条 銀行は域外機構の銀行決済口座の開設、使用、変更や閉鎖の審査と管理に対し、担当責任行員を指定しなければならず、預金者による口座開設申請資料の審査を担当し、且つ本弁法の規定に基づいて速やかに預金者の口座開設・閉鎖の関連情報資料を報告し、健全な口座開設・閉鎖登記制度及び域外機構の銀行決済口座管理ファイルを作り、会計記録に基づき単独管理を行わなければならない。</p> <p>第十九条 銀行は既に開設済みの域外機構の銀行決済口座に対して、年度検査制度を行わなければならない。</p> <p>第二十条 本弁法に規定されていない事項に関しては、《人民元銀行決済口座管理弁法》と《人民元銀行決済口座管理弁法実施細則》等関連規定に基づき執行する。</p> <p>第二十一条 本弁法は 2010 年 10 月 1 日より実施し、中国人民銀行が解釈や修正責任を負う。</p> |
|--|---|

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233  
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張垂秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250